

(非公開) 2017年3月12日改正道交法 販売用マニュアル[2016/09/01現在]

正会員各位

1. チラシについて

このチラシを、一般社団法人全国自動車教習所エージェント協会正会員及び自動車教習所斡旋事業組合員の各社は自由に使用頂けます。用途は印刷配布物、HP 掲載、メール添付等自由と致します。正確な情報を消費者へ適切に告知する協会発行物の方針により、記載内容の書き換えや部分的使用等は出来ませんのでご注意下さい。

記載する情報は配布日現在のものであり、法改正実施前に情報が更新される可能性があります。使用時は消費者自身が最新の情報を確認する必要がある旨、周知徹底方お願い致します。

2. チラシ非掲載情報について

改正道交法施行については実際面において不明な点があります。協会事務局が把握する内、不確定情報はチラシに掲載せず、協会員各社の予約担当者用販売マニュアルとして補足致します。

北海道・新潟の一部・・・受験は事前予約制との情報がある。

福島県・・・県内2箇所共、開所時間内であっても08:30-09:30及び13:00-14:00は問合せを避けること。

神奈川県・・・事前予約制で日曜受験が可能との情報がある。

静岡県・・・県内3箇所の内、消費者の居所に近いセンターへ問合せること。一部本免試験に2日間(受験票取得提出1日+試験1日)かかるとの情報がある。

長野県・・・平常は卒業した自動車学校毎に受験する曜日指定制との情報あり。法改正前の対応は不明。

愛知県・・・平常は卒業した自動車学校毎に受験する曜日指定制との情報あり。法改正前の対応は不明。

鳥取県・・・東部地区・西部地区は免許更新の質問に限定して対応しており、他については中部地区へ問合せること。

沖縄県・・・分校では対応せず、運転免許センターへかけ直すよう指示することが多い。

3. 特車販売・教育訓練給付金コースについて

法改正に伴い、一部特車教習の時限数が変更されます。現在有効な教育訓練給付金コースも、本年11月5日の申請日までに、2017年3月12日以降の新しい教習時限数に修正したコース申請手続きを改めて行うことが必要との情報があります。仮に手続きを行わない場合は、現在販売中の教育訓練給付金コースの一部で、2017年3月12日以降適用を受けられないことも想定されます。販売担当各位におかれましては予約案内の際に充分ご注意下さい。

尚、協会としても厚生労働省担当部署へ本件について照会を行っており、自動車学校の要請が増加した場合には、制度運用を柔軟に行う可能性があるとの非公式のコメントを受領しております。引き続き最新の情報にご注意下さい。

以上

作成：協会事務局 安藤